

要介護認定者のおむつ代の医療費控除について (令和5年分以前の申告用)

おおむね6ヶ月以上寝たきり状況でおむつの使用が必要であると医師が認めた方のおむつ代は、医師が発行した「おむつ使用証明書」と支出したおむつ代の領収書とで医療費控除が受けられます。

また、おむつ代の医療費控除の申告が2年目以降の方は、医師が発行した「おむつ使用証明書」に代わり、松戸市が交付する「おむつに係る費用の医療費控除の申告に関する確認書」(以下、「確認書」という。)でも医療費控除が受けられます。

市が「確認書」を交付できるのは、介護保険の要介護・要支援認定を受けた方で、松戸市が保有する主治医意見書の記載内容が、下記の交付要件に全て該当する方に限ります。

1 交付要件

- (1) 主治医意見書記載年月日がおむつを使用した年に作成されていること。
(ただし、申告する当該年に作成されていない場合は、当該年に受けている認定において作成された主治医意見書であること。)
- (2) 「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」の記載がB1, B2, C1, C2のいずれかであること。
- (3) 「尿失禁の発生可能性」の記載にチェックがあること。

※おむつ代の医療費控除の申告が初めての方及び上記に該当しない場合は、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。発行については、主治医のいる医療機関にお問い合わせください。

2 申請できる方

本人又は家族等、法定代理人

3 必要書類

- (1) おむつに係る費用の医療費控除の申告に関する確認書の交付申請書
- (2) 介護保険被保険者証の写し
- (3) 申請者の身分証明書の写し(運転免許証、マイナンバーカードおもて面など)
- (4) 申請者が被保険者の法定代理人である場合は、当該手続きに関する代理行為の確認ができる書類(登記事項証明書、代理行為目録など)

(裏面あり)

- (5) 準確定申告に使用する場合は、死亡日の記載がある証明(戸籍謄(抄)本・除住民票・死亡届の写しなど)が必要です。

4 申請方法

- (1) 申請者が介護保険課窓口にて申請
- ・ 必要書類をお持ちの上、来庁ください。
- (2) 郵送申請
- ・ 必要書類を同封し、下記担当班に郵送してください。
- (3) 松戸市オンライン申請システムにて申請
- ・ 必要書類をイメージデータでアップロードして申請してください。
 - ・ 申込完了画面に表示される申込番号を控えてください。

5 留意事項

- (1) おむつを使用した当該年途中におむつ使用者が死亡した場合でも、交付要件に該当する場合は、死亡日までに使用したおむつ代は医療費控除の対象となります。
- (2) 原則として法定申告期限から5年間は確定申告の更正ができます。確定申告の更正についてはお住まいの地区を管轄する税務署にお問い合わせください。
- (3) おむつ代の医療費控除の申告を希望する場合は、毎年、医師に「おむつ使用証明書」の発行を依頼する又は市が交付する「確認書」を取得する必要があります。

確認書についてのご質問は、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

〒271-8588

松戸市根本387番地の5

松戸市役所介護保険課

(松戸市介護保険事務センター認定担当)

TEL:047-366-7370